

山梨県防災新館屋外LEDサイネージ広告主募集案内（兼募集要項）

県では、民間事業者等の事業活動の促進及び地域経済の活性化を図るとともに、新たな財源の確保を通じて県民サービスの維持・向上を図るため、広告事業を実施しています。

このたび、山梨県防災新館南東スクランブル交差点付近に設置する山梨県防災新館屋外LEDサイネージに広告を掲載する広告主（広告取扱事業者）を、次のとおり募集します。

広告の掲載を希望される方は、下記内容をご確認のうえ、お申し込みください。

1 広告媒体の概要

- （１）媒体名称：山梨県防災新館屋外LEDサイネージ
- （２）設置場所：防災新館南東スクランブル交差点付近
- （３）放映期間：１ヶ月以上とし１ヶ月単位で希望する期間（６箇月を限度とする）
- （４）放映時間：午前７時３０分～午後８時３０分（１３時間）
- （５）視認対象：来庁者及び県民
- （６）放映画面サイズ：縦 150cm × 横 350cm（約 150 インチ）

※応募から広告の放映まで１ヶ月程度お時間をいただきます。

※災害発生時等には、防災情報を優先表示するため広告は停止される場合があります。

※広告枠不足によりお申し込みできなかった方へは、枠が空き次第、優先してご案内いたします。

2 広告の掲載枠等

- （１）募集枠数：７枠
- （２）表示頻度：１時間あたり６回（１５秒以内×６回＝１分３０秒）以上
- （３）放映素材：動画又は静止画
- （４）掲載方式：時間帯ローテーションによる繰返し放映

3 広告内容及びデータ仕様

(1) 広告内容

- ・ 掲載できる広告内容は「山梨県広告事業掲載基準」に基づきます。
- ・ 提出された広告原稿は、県が審査し、掲載の可否を決定します。

(2) 動画データ仕様

- ・ ファイル形式：MP4、MPG
- ・ 解像度：1980×1080px（横向き）
- ・ 再生時間：15 秒以内
- ・ 納品方法：CD-R、USB 等の電子媒体
- ・ 備考：静止画も可とする。

4 広告掲載料

- (1) 広告掲載料は、県が定める額（月額 15,000 円）とします。なお、月の途中で掲載する場合であっても当月分は月額料金と同額とし、掲載月数に応じて、広告掲載料を年度毎に一括して納めていただきます。
- (2) 広告主（広告取扱事業者）の選定は、申込書の提出順（先着順）により行います。
- (3) 広告掲載料は、選定後に締結する契約で定める期日までに、県が発行する納入通知書により納付していただきます。

5 留意事項

- ・ 緊急地震速報や熱中症警戒アラート等の県民生活に影響がある情報が発令された場合、広告映像を縮小し画面の一部にこれら情報が挿入されます。

6 申込方法

別紙「お申し込みから広告掲載までの流れ」をご覧ください。

申込前に必ず以下を確認してください。

- ・ 山梨県広告事業実施要綱
- ・ 山梨県広告事業掲載基準

- ・ 山梨県防災新館屋外LEDサインージ広告掲載要領

7 申込先・問い合わせ先

山梨県総務部 職場環境マネジメント課（本館4階）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1391

E-mail：shokuba-kankyo@pref.yamanashi.lg.jp

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分